

令和 2 年第 7 回農業委員会総会会議録

召集年月日 召集場所	令和 2 年 8 月 28 日 滝上町役場大会議室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 令和 2 年 8 月 28 日 午前 9 時 30 分 議長 瀬川 博 閉会 令和 2 年 8 月 28 日 午前 11 時 00 分 議長 瀬川 博					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	温水 吾郎	出席	8	日野 茂	出席
	2	原田 竜太	出席	9	池田 政隆	出席
	3	村田 牧子	出席	10	西田 征司	出席
	4	大坪 省三	出席	11	佐々木 渉	出席
	5	張間 真之	出席	12	井上 秀幸	出席
	6	林 花美	出席	13	瀬川 博	出席
	7	太田越 亘	出席			
会議録署名委員	温水委員			原田委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	原 英伸	書記	北嶋 佑太
議事日程	議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (合意解約) 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (一時転用) 議案第 3 号 あっせんの申し出について					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年第7回総会

議長 在任委員13名、出席委員13名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

これより、第7回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。
会議規則第13条の規定により1番温水委員、2番原田委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが、8月6日から7日に紋別市でのオホーツク農業委員会連合会臨時総会に出席しており、連合会の役員改選を行っております。

日程第3. 議案第1号. 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。なおこれは●●●●委員に関する案件ですので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、合意解約の通知についてであります。

●●●●さんが貸している農地について、売買したいという意向に対し、借主も同意したものであります。

なお本件は、農地引き渡し日前6か月以内に成立した合意解約と認められるため、農地法第18条第1項の北海道知事の許可は不要であります。

場所については22ページの図面を参照してください。

議長 ただいま、説明のありました件について質疑ございませんか。

無いようですので本合意解約については問題なしとして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め本件を了承することといたします。

日程第4. 議案第2号. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第5条第1項の一時転用許可申請であります。その1その2とも同一目的のものでありますので一括して説明します。議案の15ページをご覧ください。まず事業の概要についてですが、●●●●で使用しているバイオマスボイラーの余剰熱を利用してビニールハウスで冬期間育苗するためボイラーからビニールハウス内まで地下配管を埋設するものであります。

また、地下配管埋設後は、原状回復し、苗圃として利用するため一時転用となります。

申請者は、その1、その2とも土地の所有者と転用事業者である滝上町の連名申請となります。

転用期間については、本年12月31日までの約4ヶ月間です。

また、申請書に補助金との記載がありましたが、詳しくは新エネルギー導入支援事業という道補助を滝上町が受け実施いたします。

それでは説明資料1ページの審査表をご覧ください。

1 立地基準、(1)農地区分の判断ですが、農政課所管の農用地利用計画図にて農用地区域内農地であると確認しております。

(3)代替地がないと判断した理由ですが、●●●●で利用しているボイラー余熱を隣接する苗畑で利用する計画であり、代替地はないと判断しています。

2 ページです。2 一般基準であります。(1)事業実施の確実性についてであります。資力及び信用についてですが、道の補助金を受け実施するもので、町の予算措置もされているため問題なしと判断します。

権利を有する者の同意であります。現在農地を利用している●

●●●から一時転用することにつき同意を得ております。

申請地と一体的に事業に供する非農地の利用がありますので、所有者である●●●●の同意を得ております。

申請面積が適正である点については、必要最小限の転用面積となっているので適正と判断しております。

(2)被害防除措置の妥当性ですが、事業実施に当たり各項目とも問題ないと判断しています。

(3)一時転用、農地の復元は確実にされると判断しています。

また、一時転用する期間のみ、所有者と町の間で、使用貸借の契約を結んでおります。

(4)農振計画の変更手続きですが、今回は一時転用であるため手続きはありません。

3添付書類については、(1)(2)とも事務局で確認済みであり、一部は議案に添付しております。

4ページの4例外許可事由の該当状況及び5の総合判断ですが、これは、5ページをご覧ください。

1番です。さきほども説明しましたが、当該地は、農用地区域内農地であります。

2番、農地法では、農用地区域内の農地は転用できませんが、例外的に許可できる場合がいくつかあります。

3番です。これを受けて農地法施行令では、例外的に許可できるケースを示しております。

その一つが、農地法施行令第11条第1項第1号で、これは、農用地区域内の農地でも、ここに示してあるイとロの両方に該当するようなものであれば例外的に許可できるという規定です。

イは、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること。

口は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことです。

具体的には、一時的な利用とは3年以内のものであり、他の土地での代替性がないこととされていますが、本件は該当すると判断しています。

また、農振計画を所管する農政課より計画に支障を及ぼすものではない旨の意見を徴することで口についてはクリアしています。

そして転用可否の判断ですが、農用地区域内農地であるが、一時転用であり、他の土地の代替性がないことが明確である。

また、農振計画の達成に支障を及ぼすことがない点については農政課から意見を徴しているので、農地法施行令第11条第1項第1号の要件を満たすため転用可とするとなります。

最後に6ページをご覧ください。本件は転用面積が30アール以下の農業用施設の一時転用であるため、農業会議への意見聴取は行いませんので、本総会で審議決定していただく形になります。

議 長 本件に関し質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議保留といたします。

日程第5. 議案第3号. あっせんの申し出について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局 長 本件は、先ほどの合意解約した農地につき●●●●さんから売買あっせんの申し出があったものであります。場所については22ページの図面をご参照ください。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑を打ち切ります。

本件はあっせんすることとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。あっせん委員については、会長指名

でよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。あっせん委員の指名を行います。

3 番村田委員、8 番日野委員、11 番佐々木委員を指名いたします。

それでは、現地確認のため休憩といたします。

～休憩～

議 長 休憩を解き会議に戻します。

審議保留にしていた議案第2号農地法第5条第1項の転用許可について審議します。

この件について意見を求めます。池田委員

池田委員 ただいま全員で現地調査を行ったところ、許可して問題ないと思われます。

議 長 ただいま、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

以上で全議案の審議が終了いたしました。これで第7回農業委員会総会を終了いたします。